

役員候補者の選考及び会長等の選任に関する規程

令5. 2. 21 決定

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人大学基準協会（以下、「本協会」という。）定款第27条に定める役員の選任等に関し、理事会が役員候補者を評議員会に推薦する場合の手續及び会長等の選任手續について必要な事項を定める。

(用語の定義)

第2条 この規程における用語の定義は、次のとおりとする。

- 一 「役員」とは、理事及び監事のことをいう。
- 二 「使用人兼務理事」とは、理事のうち、事務局長を兼務する者をいう。
- 三 「会長等」とは、会長、副会長及び常務理事のことをいう。

第2章 役員候補者の選考

(役員候補者の推薦)

第3条 評議員会が役員の選任を行うにあたり、理事会は、その候補者を推薦することができる。

- 2 理事会は、理事の中に必ず使用人兼務理事が1名含まれるように、候補者を推薦しなくてはならない。

(選考委員会の設置)

第4条 理事会は、役員候補者を推薦するにあたっては、「役員候補者選考委員会」（以下「選考委員会」という。）を設置しなければならない。

- 2 前項にかかわらず、使用人兼務理事を推薦する場合は、選考委員会を設置せず、事務局長を推薦するものとする。

(選考委員会の構成及び議長)

第5条 選考委員会は、会長及び6名以内の理事によって構成し、これに加えて監事と事務局長がオブザーバーとして参加する。

- 2 前項の理事（会長を除く）は、原則として国・公立大学に所属する理事及び私立大学に所属する理事各3名を理事会での選挙により選出する。
- 3 選考委員会の議長は、委員の互選により選出する。

(選考委員会委員の選出)

第6条 選考委員会委員は、原則として、役員候補者の選考に係る議案が提出された理事

会において選出する。

(役員候補者の選考)

第7条 選考委員会は、以下の各号に基づき役員候補者を選考する。

- 一 使用人兼務理事を除く理事の候補者については、正会員の代表者とし、設置形態のバランスや地域性、多様性等を考慮する。
- 二 監事の候補者については、原則として正会員の代表者、理事経験者、学長経験者又はそれと同等の有識者とする。

(役員候補者の決定)

第8条 選考委員会が選考した役員候補者は、理事会の決議をもって決定する。

(選考委員会の設置の省略)

第9条 理事会は、任期途中で欠員となった役員を補充する場合には、第4条第1項の規定にかかわらず、理事会での協議をもって役員候補者を決定できるものとする。なお、その場合、理事会は第7条を準用して候補者を選考しなければならない。

第3章 会長等の選任

(会長の選任)

第10条 理事会は、会長の任期が満了したとき又はその任期中にこれが欠けたときは、遅滞なく会長を選任しなくてはならない。

(会長の資格要件)

第11条 会長は、以下の各号の要件をいずれも満たす者でなければならない。ただし、すでに会長である者が、その任期中において第1号の要件を満たさなくなった場合は、これを問わない。

- 一 正会員の代表者であって、現役の学長である者
- 二 本協会の歴史と設立の理念を踏まえ、広い視野と強力なリーダーシップによって、高等教育の現状と未来を俯瞰し、今後の本協会のあり方について明確なビジョンを指し示すことのできる者

(会長の任期)

第12条 会長の任期は2年とする。

- 2 会長は、1回に限り再任されることができる。その場合の任期は2年とする。
- 3 第1項の規定にかかわらず、会長が任期中に欠けた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 会長は、第2項に基づき再任されることが可能な場合にあっても、第13条に定める手続を経て選任されなければならない。

(推薦委員会の設置)

第13条 理事会は、会長を選任する必要があるときは、「会長候補者推薦委員会」(以下「推薦委員会」という。)を設置しなければならない。

- 2 前項にかかわらず、会長が任期中に欠けた場合であって、その残任期間が1年に満たない場合は、推薦委員会を設置せず、原則として副会長を会長に昇任させるものとする。また、その残任期間が著しく短い場合には、副会長が会長に昇任することなく会長代行者として執務することを可とする。

(推薦委員会の構成及び議長)

第14条 推薦委員会は、6名以内の理事によって構成し、これに加えて監事と事務局長がオブザーバーとして参加する。

- 2 前項の理事は、原則として国・公立大学に所属する理事及び私立大学に所属する理事各3名を理事会での選挙により選出する。
- 3 推薦委員会の議長は、委員の互選により選出する。

(会長候補者の推薦及び選任手続)

第15条 推薦委員会は、第11条に規定する会長の資格要件を満たす理事の中から、会長に相応しい人物を原則として2名又は3名選考し、会長候補者として理事会に推薦する。

- 2 理事会は、推薦委員会から推薦された候補者について選挙を行い、会長を決定する。

(副会長の選任)

第16条 副会長は、会長が指名し、理事会が承認する。

- 2 副会長は、会長が国・公立大学に所属する場合は私立大学に所属する理事を、私立大学に所属する場合は国・公立大学に所属する理事をあてるものとする。
- 3 副会長は、任期中であっても、会長が交代するときは新たに選任されるものとする。ただし、再任を妨げない。

(常務理事の選任)

第17条 常務理事は、会長が指名し、理事会が承認する。

- 2 常務理事は、国・公立大学に所属する理事及び私立大学に所属する理事をそれぞれ2名以内ずつあてるものとし、1名については使用人兼務理事をあてるものとする。
- 3 常務理事は、任期中であっても、会長が交代するときは新たに選任されるものとする。ただし、再任を妨げない。

第4章 雑則

(規程の改廃)

第18条 この規程の改廃は、理事会が行う。

附 則（令和5年2月21日）

- 1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行をもって、「理事及び監事候補者の選考に関する申合せ」及び「会長、副会長及び常務理事の互選手続に関する内規」は廃止する。